

地域活動助成事業選定要領

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人長野県市町村振興協会地域活動助成事業実施要項（平成22年1月28日制定。以下「要項」という。）の施行にあたり、協会が助成を決定する事業の選定方法を定める。

(選定委員会)

第2 地域活動助成事業の決定にあたり、事業の優先順位を決定するために選定委員会をおく。

2 選定委員会は、長野県企画振興部地域振興課長の職にある者、長野県市長会事務局長の職にある者、長野県町村会事務局長の職にある者で組織する。

3 選定委員会は、必要に応じ、事業実施主体の意見を求めることができる。

(事業選定の条件)

第3 助成事業の選定にあたっては、全てのコミュニティ組織への機会均等及び地域バランス等に配慮するものとする。

2 事業の選定にあたっては、市、町、村に対し、助成事業の枠を付与することができる。

3 一つの市町村が、複数の助成事業を申請する場合は、あらかじめ申請する市町村に優先順位を付けさせるものとする。

(事業選定の優先順位)

第4 助成事業の選定にあたっての、優先順位は、次の各号により判断する。

(1) 過去に助成事業を受けていないコミュニティ組織を優先する。

(2) 事業による受益者の多い事業を優先する。

(3) 事業の効果が大きいものを優先する。

(4) その他で配慮が必要な事項を考慮する。

(条件の付与)

第5 選定委員会は、事業の決定にあたり、事業実施主体に条件を付したうえで助成を決定するよう協会に意見することができる。

2 協会は、選定委員会が条件を付した助成事業については、条件を付したうえで助成金の交付を決定することができる。

附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、公益財団法人長野県市町村振興協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。